議案第68号

逗子市放課後児童クラブ条例の一部改正について

逗子市放課後児童クラブ条例の一部を次のように改正する。

令和5年11月30日提出

逗子市長 桐ケ谷 覚

逗子市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例

逗子市放課後児童クラブ条例(平成23年逗子市条例第27号)の一部を次のように改正する。

別表中「

沼間小学校区放課後児童クラブ	逗子市沼間1丁目2番20号
」を「	
沼間小学校区放課後児童クラブ	逗子市沼間1丁目7番39号

」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から起算して5月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(提案理由)

沼間小学校屋外プール跡地に移設する沼間小学校区放課後児童クラブについて、令和6年度から供用を開始するに当たり、改正の要あるため提案する。